

「特別用途食品の表示許可等について」の一部改正について

改正後	現行（最終改正 令和3年3月29日付け消食表第125号）
<p>別添1</p> <p>特別用途食品の表示許可基準</p> <p>第1～第7 （略）</p> <p>第8 施行期日及び経過措置等</p> <p>1 （略）</p> <p><u>2 平成30年8月8日までに許可された乳児用調製乳の成分組成の基準に準拠することとなっている病者用食品（アレルギー除去食品）のうち乳児を対象とした粉乳及び液状乳は、令和5年3月31日までは、表6に示すセレンの基準にかかわらず、「特別用途食品の表示許可等について」の一部改正について（平成30年8月8日付け消食表第403号）による改正前の「特別用途食品の表示許可等について」（平成28年3月31日付け消食表第221号）の例によることができる。</u></p> <p><u>（削除）</u></p>	<p>別添1</p> <p>特別用途食品の表示許可基準</p> <p>第1～第7 （略）</p> <p>第8 施行期日及び経過措置等</p> <p>1 （略）</p> <p><u>（新設）</u></p> <p><u>2 平成30年8月8日までに許可された乳児用調製乳は、令和4年3月31日までは、本通知の別添1「特別用途食品の表示許可基準」の第4乳児用調製乳たる表示の許可基準のうち、表6に示すセレンの基準にかかわらず、「特別用途食品の表示許可等について」の一部改正について（平成30年8月8日付け消食表第403号）による改正前の「特別用途食品の表示許可等について」（平成28年3月31日付け消食表第221号）の例に</u></p>

<p><u>(削除)</u></p> <p>第9 (略)</p> <p>別添2・別添3 (略)</p>	<p><u>よることができる。</u></p> <p><u>3 本通知の施行日(令和元年9月9日)前の特別用途食品の表示の許可は、令和4年3月31日までは、本通知の表示の許可基準にかかわらず、なお従前の例によることができる。</u></p> <p>第9 (略)</p> <p>別添2・別添3 (略)</p>
---	---